(別紙) ご意見の要旨と本市の考え方

| ご意見の要旨 | 本市の考え方 | |
|---|--|--|
| 将来像と基本方針について(6ページ) 6件 | | |
| 【基本方針1 都市における貴重な自然環境の提供】 1) 鶴見緑地は自然を維持保全すべきであり、いたずらに集客施設を 積極的に整備すべきではなく、自然の維持保全を基本コンセプト にしてもらいたい。 | 豊かな自然を形成している鶴見緑地の特性を踏まえ、本計画(案)6ページに記載のとおり、基本方針1に「都市における貴重な自然環境の提供」を設定しております。また、本計画(案)9ページに記載のとおり、指定管理事業者が整備する新規施設については、みどり豊かな鶴見緑地の景観特性に十分に留意し、自然景観と調和したデザインとすることとしております。 | |
| 【基本方針2. あらゆる世代の健康、ライフスタイルへの貢献】 2) 年少人口の割合が多い鶴見区の特性を踏まえ、こどもを中心としたものを計画に反映するべきである。 | 本計画(案)6ページに記載のとおり、基本方針2に、子どもの育成への貢献も含めて「あらゆる世代の健康、ライフスタイルへの貢献」を設定しております。また、本計画(案)17ページにおいて、子どもの年代に応じた屋内遊戯施設や大型遊具などの施設の新規整備や、子育てを支援するイベントやプログラムの提供を取組のイメージとして記載しております。 | |
| 【基本方針3. あらゆる人々への質の高い教育や生涯学習の機会の提供】 3) 学ぶ機会の提供は、公園は何も提供していないと思うが、今後は 大阪市として何か考えているのか。 | 園内には多くの希少植物を展示し植物を学ぶことができる「咲くやこの花館」をはじめ、環境学習講座をはじめとした各種事業を実施している「なにわECO スクエア」、昔ながらの里山・田園風景を手本とし、多様な生物の関わり合いを学ぶことができる「自然体験観察園」がございます。 また、本計画(案)17~18ページにおいて、学習・体験プログラムの提供や環境学習の取組の強化などを取組のイメージとして記載しております。 | |
| 【基本方針5. あらゆる人々への安全、快適性の提供】 4) 防災機能の充実とは、具体的には鶴見緑地にどのような機能を求めているのか。災害時の避難物資等の保管場所としての提供は考えていないのか。 | 鶴見緑地は、災害時の広域避難場所に指定されていることから、防災機能の充実として、本計画(案)18ページにおいて、夜間照明の充実、避難・救援の場となる広場や施設などの確保、避難者を支援するための防災Wi-Fi整備、防災学習教室の運営などを取組のイメージとして記載しております。 なお、災害時の避難物資等の保管場所として提供することに関するご意見につきましては、関係部署へ情報を提供させていただき、今後の参考とさせていただきます。 | |
| 【その他】 5) 本計画の6つの基本方針の優先順位を明確に記載すべきである。 6) SDG's の達成をめざす事は素晴らしい。 | 6つの基本方針は、今後も継承すべき花博のテーマを今日的・将来的視点で 捉えなおし、鶴見緑地を再生し、魅力を創出し続けるため、設定したもので、 優先順位はございません。 | |
| 持続可能は発展を実現するための取組 (7~11ページ) 53件 | | |
| #持管理からマネジメントへの転換 (19 件) | | |
| 【公園全体の一体的マネジメントの方策】 7~10) 鶴見緑地の魅力は豊かな緑や生き物たちであり、民間企業(指定管理事業者)へ都市公園の管理と開発権利を与えることに反対である。(4件) 11) 大阪城公園パークマネジメント(大阪城 PMO)事業であるが導入後の検証もなされていない中で同様の手法を鶴見緑地公園に導入しようとする考えは早計であると言わざるを得ず、大阪城 PMO事業の5年間・10年間における検証を早急に実施し公表すべきである。また、施設の老朽化は大阪市が放置してきた結果であり、その代償を「魅力向上計画(案)」の名を借りて民間に転化させようとしか思えない内容であり、税収の落ち込みを理由に放置してきたことに対する反省と今後の果たすべき課題を放擲しているとしか言えない内容である。 12) 民間会社の協力を得て、鶴見緑地に相応しい事業展開を安価でしてほしい。 13) 一体的マネジメントの意味が不明確である。 | 鶴見緑地は、都心部にありながら豊かな自然を形成しており、地域の方をはじめ市民さらには府民が豊かな自然を身近に感じ触れ合うことができる広域公園です。2006 (平成 18) 年度からは、咲くやこの花館など一部施設において指定管理者制度を導入し、2015 (平成 27) 年度からは未開設区域を除く公園全体に指定管理者制度を拡大するなど、民間のノウハウを活用しつつ、市民・利用者サービスの向上を図っております。また、本市では、限られた財源の中で施設改修等を実施してきており、2018 (平成 30) 年度からは大規模な設備更新も実施するなど、施設の老朽化対策にも取組んできております。施設の老朽化がさらに進み、維持管理費の増大が見込まれる中、本計画(案)では、花博テーマの「自然と人間との共生」を継承しつつ、現在の社会状況や住民ニーズなどを踏まえ、廃止すべきものは廃止、残すべきものは適正に維持するという選択と集中の視点と、より積極的に民間活力を導入することで新たな魅力を創出し、そこで生まれる収益を良好な管理のために還元することにより、鶴見緑地の持続的な魅力向上を図ることとしています。本計画(案)では、単に公園全体を管理するだけでなく、新たな魅力を創出する新規施設整備やイベント等を行い、その収益を鶴見緑地の良好な管理運営のために還元し、さらには新たな魅力創造への再投資を促進させるスキームを一体的マネジメントとしています。 | |
| | 将来像と基本方針について(6ページ) 6件 | |

ご意見の要旨 本市の考え方 いただきましたご意見も参考に、今後実施する指定管理事業者公募で明らか 【指定管理期間】 にしてまいります。 【再投資により持続的に好循環を生み出すための仕組み】 14) 地域性や地下埋設物等の条件を踏まえた用途・規模に適した事業 期間として、また、時代に合わせた運営方法の見直しとともに新 規施設の用途・業態の見直しの可能性があるため、20年程度が適 当と考えるが、指定管理提案者が指定管理期間を提案できる弾力 的な募集のあり方を検討してほしい。 15)「新たな魅力向上事業を展開」するため「5年を目安に新たな事業 提案を受け付ける」と記載されているが、「指定管理業務」におい ても、公園施設の更新や美装などもありうるため、指定管理業務 についても5年を目安に見直しができるのか、明確にしてほし 16) 「設置管理許可使用料などの本市収入を、鶴見緑地に再投資を検 討」について、是非とも実現してほしい。 【公園における行為の許可等】 物件を伴わないイベントやロケーション等を行う場合、行為許可が必要とな りますが、行為許可を指定管理事業者の権限とすることにより、民間のノウハ 17~18) 「行為」に関する権限を指定管理者のものとすることの効果 ウを活かした、公園の利用促進が期待されます。 がどの程度あるのか疑問である。(2件) 指定管理事業者が行為許可を行う際の利用料金設定の考え方については、い 19) ボランティア活動などで公園を無料で借りることが不可能になる ただきましたご意見も参考に、本計画(案)6ページの基本方針に記載のとお こと、公園への入場が有料化されることが予測されるため行為許 り、鶴見緑地が多様な活動の受け皿となり、様々な人々の交流を促進するよう、 可等の権限を指定管理事業者に移譲することに反対である。 今後調整してまいります。 20) 指定管理事業者が行為許可を行う際の利用料金設定の考え方を記 載すべきである。 【持続可能なエネルギーマネジメント】

21~25) 公園内の剪定枝や台風による倒木等を公園内で再生エネルギ ーとして循環しそのエネルギーを、鶴見緑地をはじめ周辺の企業 や住民が利用できるようにしてほしい。(5件)

本計画(案)8ページに記載のとおり、持続可能なエネルギーマネジメント のため、新エネルギーや自然エネルギーなど、時代に応じた最新の環境技術の 導入を図ってまいります。

いただきましたご意見も参考に、今後公募により選定する指定管理事業者と 調整しながら検討してまいります。

民間の創意工夫を活かした魅力向上(25件)

【新規施設整備に対する考え方】

26~29) 大規模災害に備え、防災センターや、日常的に訓練(体験) が出来る施設、避難所、グランピング施設、鶴見緑地の魅力を発 信するための核となる施設などを設置してほしい。(4件)

30) 新規施設整備について、公園本来の効用を高めるための施設と記 載しているが、建築可能な用途を都市公園法に定められる用途に 限定すると発展性が限定されるため他用途への拡大も必要では ないか。

いただきましたご意見・ご提案は、今後の参考とさせていただきます。

なお、公園施設は都市公園の効用を全うするため設けられ、都市公園法第2条 第2項及び同施行令第5条に規定するものに限定されます。

【建蔽率の緩和】

- 31) 人の集まるところにこそ緑が必要で、地域と共に育んでいく公園 とすべきであり、建蔽率を2%から4%にすることを掲げている が、商業施設や集客施設の設置による活性化より、豊かな自然や 緑を生かした活性化をめざすべきである。
- 32) より魅力ある施設を建設するとなると、建蔽率は6%程度への緩 和が必要ではないか。
- 33) 指定管理提案者がより事業性・実現性の高い魅力向上事業の提案 を検討するうえで、4%になることにより建築可能な建築面積の 未使用分を判別できるよう記載する方が望ましい。

鶴見緑地は都心にありながら自然を身近に感じ触れ合うことができる、みど り豊かな公園であることから、本市ではその自然を活かしつつ魅力向上を図っ ていくことが重要と考えております。

そのため、本計画(案) 9ページに記載のとおり、新規施設については、み どり豊かな鶴見緑地の景観特性に十分に留意し、自然景観と調和したデザイン とすることとしています。また、より積極的に民間の活力を導入し鶴見緑地の 魅力を持続的に向上させるため、他の市営公園の状況なども踏まえ建蔽率を 4%とすることが妥当と考えております。

なお、建蔽率を4%とすることによる建築可能面積については、今後実施す る指定管理事業者公募で明らかにしてまいります。

【駅前エリアの未開設地の整備・活用】

- 34) 従前どの様な廃棄物処理がなされていたか、資料があれば情報開 示願います。
- 35) 駅前エリアの未開設地は、指定管理事業者の提案が無い場合、大 阪市が利活用するのか。
- 36) 駅前エリア及び南エリアはスポーツ施設等が集積していること から、未整備地区にはスポーツ関連の施設(例:スケートボート 場)を整備し、競技大会開催を呼び込み活性化を図ることを希望 する。

当該未開設地は、一般廃棄物(普通ごみ、粗大ごみ、焼却残渣等)で埋立処 分された土地であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物の 最終処分場跡地として指定されております。

いただきましたご意見も参考に、今後実施する指定管理事業者公募で明らか にしてまいります。

| | ご意見の要旨 | 本市の考え方 |
|---|---|--|
| | 【質の高い空間創出のための有料エリアの設定】 37~38) 現状、広大な鶴見緑地を自由に歩きまわれることが魅力であり、有料エリアを設定することにより、鶴見緑地の魅力を損なう可能性がある。(2件) | 本市では、付加価値を備えた特定の有料エリアを設定することは、鶴見緑地の魅力を向上させる有効な手法の1つと考えております。 |
| | 【市民、企業や他施設との連携】 39) 掃除、案内などに関し、地域や近隣企業などとの連携に関する項目がなく、近隣の者も協力できる計画とする必要がある。 40) 里山体験や、地産地消型エネルギー利用の案内役育成及びボランティア活動の推進を促す仕組みが必要である。 41~45) 公園運営にあたっては、地域、行政、ボランティア、NPO、地元民間企業といった様々な地域の担い手と連携協議し行われる仕組みづくりが必要であり、その実効ある仕組みづくりの必要性も本計画に盛り込むべきである。(5件) | 本計画(案)9ページに記載のとおり、市民やボランティア団体、企業等と連携を図ってまいります。また、本計画(案)17ページに、市民や企業による樹木の管理や花の植栽プログラムの実施など、取組のイメージを記載しておりますが、より実効性をもって関係先との連携を推進するため、連携組織(プラットフォーム)を作ることも効果的であると認識しており、計画に反映してまいります。 いただきましたご意見も参考に今後、関係先とも調整しながら取組んでまいります。 |
| | 【園地を活用した賑わい創出】 46) イベントスペースはどのようなイメージか。 47) 現在も、ごみにより周辺地域の住民が困っており、イベントの充実により今後、来園者が増えた場合のごみ対応はどうするのか。 | イベントスペースのイメージにつきましては、今後実施する指定管理事業者 公募において提案を受け付ける予定としております。 なお、イベント時のごみ対応につきましては、イベント主催者及び指定管理 者に指導していくとともに、イベント参加者への啓発にも努めてまいります。 |
| | 【2025 年国際博覧会との連携】 48~49) 2025 年の万博に関連してサテライト会場とするのであれば、 その旨を明記すべきである。(2件) | 2025 年国際博覧会との連携に関しましては、本計画(案)10ページに記載のとおり、2025 年国際博覧会との連携や機運醸成に向けたプロモーションなどの取組を行っていくこととしており、今後関係先と調整してまいります。 |
| | 【広報・情報発信】 50) 外国人が行きたくなる鶴見緑地の魅力を PR する具体策を記載すべきである。 | 外国人を含め多くの方に鶴見緑地を利用していただくためには、広報・情報発信に取組むことが重要と考えており、本計画(案)10ページに記載のとおり、各種媒体を活用した広報・情報発信をはじめとした効果的なプロモーション活動を展開してまいります。 なお、具体的な取組については、今後公募により選定する指定管理事業者とも調整しながら検討してまいります。 |
| | 官民の適切な役割分担について(9件) | |
| | 51~53) 現状、耐用年数を越えていない施設には何があるかを明記し、 老朽化した施設の修繕や将来に向けた安全対策については、大阪 市において指導又は援助、実施すべきでないか。(3件) 54~56) 大池の水質改善や新エネルギーや自然エネルギーに関する環 境技術の導入など、官民の役割分担を明確にすべき。(3件) 57) 「一定の規模を超える施設改修」という記載について、「一定規模」 の基準を記載すべきである。 58~59) 利活用が困難な施設を撤去する場合の決定権が大阪市の場 合、撤去に関するフローや決定にかかるスケジュールさらには撤 去する費用負担の考え方も示しておくべきである。(2件) | 具体的な官民の役割分担につきましては、いただきましたご意見も参考に、 今後実施する指定管理事業者公募の公募要領に記載いたします。 なお、大規模な建築物において、耐用年数を超えている施設はございません が、公園施設の詳細な情報につきましては、今後実施する指定管理事業者公募 で明らかにしてまいります。 |
| 3 | 既存施設の利活用について (12~15ページ) 5件 | |
| | 花博の主要8施設(3件) | |
| | 60) シンボリックな景観・空間とは、具体的にどの様に考えているのか。「いのちの塔」はシンボリックな景観に該当し、存置することにならないのか。 61) 利活用が困難となった場合は撤去や廃止もやむを得ないと表現されているが、その判断は指定管理事業者がするものなのか。 62) 存置する良好な状態の国際庭園について、該当する庭園を明確にすべきである。 | 本計画(案)においてシンボリックな景観とは、公園本来の景観を成すものと考え、本計画(案)13ページに記載のとおり、風車と大花壇や大池とその周辺などの5施設としております。また、本計画(案)12ページに記載のとおり、いのちの塔を含めた既存施設につきましては、今後実施する指定管理事業者公募において、指定管理事業者による利活用の可能性を把握する予定としており、利活用の可能性が無い場合は撤去もやむをえないものと考えております。既存施設の撤去の判断につきましては、今後実施する指定管理事業者公募における指定管理事業者からの事業提案を参考に、本市において判断してまいります。なお、存置する国際庭園につきましては、今後実施する指定管理事業者公募で明らかにしてまいります。 |

ご意見の要旨 本市の考え方 鶴見緑地の景観を構成する特徴的な施設 (1件) 63) 大芝生に大型遊具を置くことは、大芝生の機能や魅力を低下させ 本市では、市内最大面積を誇る大芝生はあらゆる人々の多様な活動のフィー ることから、子どもの森につくるべきではないか。 ルドであることから、その活動に対応し、さらには活動をサポートできるよう していくことが大芝生の魅力向上に必要であると考えております。 そのため、本計画(案)13ページに記載のとおり、広がりのある空間の中で、 様々なレクリエーション活動ができるよう、大型遊具の整備に限らず、健康プロ グラムの提供、レストラン・カフェ、多様な活動をサポートするレンタルショッ プなどの整備により、利用者の利便性向上と大芝生の魅力向上を図れるよう、今 後、公募により選定する指定管理事業者とも調整しながら取組んでまいります。 その他の施設(1件) 64) 現状、バーベキュー場は市設置と民間設置が混在しており、料金 本計画(案)15ページに記載のとおり、より質の高いサービスを提供するた やサービスの違いが分かりにくい。多様な民間サービスが生まれ めの機能拡充のほか、多様化するニーズに応えるために、条例施設(鶴見緑地 ており、もはや行政が税金を使ってやる事業ではないので、民間 野外卓) からの削除も視野に入れ展開場所の変更や多用途への転換を図ること としております。 の自由な価格設定、サービス提供とするべきではないか。 今後実施する指定管理事業者公募において、前記の提案があった場合は、指 定管理事業者と調整しながら取組んでまいります。 なお、条例改正が必要となる提案については、市会の議決が必要となります。 4 目標来園者数 (16ページ) 1件 65) 既存の利用者数調査の施設別利用内訳が分かる資料があれば記載 既存の有料施設の利用者数につきましては、本市ホームページにて公表して すべきである。 おります。 ●建設局の指定管理者の評価結果 参照 URL http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000457892.html ●経済戦略局の指定管理者の評価結果 参照 URL http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000020226.html 5 参考:基本方針に基づく必要な機能と取組のイメージ(17~20ページ) 2件 66) 全ての人が安全に公園を利用出来るよう、敷地内を完全禁煙すべ 公園内の喫煙につきましては、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」及び きである。 「大阪市健康増進計画」に基づき取組を推進してまいります。なお、本計画(案) 67) 何を意図したものか、全く公園を愛しどうすれば地域・地元と協 18ページ、「5. あらゆる人々への安全、快適性の提供」のハードの取組イメ 力し憩える公園になっていくのかの視点に欠けた趣味の悪いイ ージに、喫煙スペースの整備について計画に反映してまいります。 メージ図である。 イメージパースにつきましては、本計画(案)に記載の基本方針や、持続な 可能な発展を実現するためのマネジメント、既存施設の利活用などの内容に沿 ってイメージを作成しております。 6 その他のご意見 17件 1 68~71) 平成30年9月、台風21号の影響により鶴見緑地は膨大な被 2018 (平成30) 年の台風21号の被害により、山のエリア等において立ち入 害を受け、今もなお復旧工事が続いている。それらの現状も含め り制限を行うなど利用者の皆様には、ご不便とご迷惑をおかけしております。 計画に記載する必要がある。(4件) 1日も早い復旧に向け、指定管理者とともに取組んでおりますので、ご理解く ださいますようお願いいたします。 なお、台風21号により失った都市の貴重な緑の復旧に際しましては、安全、 安心かつ災害に強いまちづくりの観点も踏まえ、本計画(案)とは別に植栽場 所や樹種などを検討してまいります。 引き続き関係先とも調整しながら、防災・減災の視点をもって取組んでまい ります。 72) 鶴見緑地が市民や地域住民の憩いの場となっている事や、長期間 指定管理事業者の選定委員につきましては、本市では「指定管理者制度の導 を見据えて策定された計画である事を踏まえ、指定管理事業者を | 入及び運用にかかるガイドライン(大阪市契約管財局)」に基づき、本市施設の 選考する委員には、単なる学識経験者ではなく地元事情に精通す 管理運営を委ねるに相応しい団体を選定するために必要な知識と、専門性を有 する委員候補を選定することとしております。また、推薦を受ける団体につい る人も入れるべきである。 ては、原則として本市の外郭団体や出資団体等を除くとともに、本市との人的 交流や所属からの補助金の有無など過去3年程度は本市との関係性、利害関係 のない団体を選定するよう努めることとなっており、本ガイドラインに基づき 適正に委員を選定してまいります。 73) 指定管理事業者は有料施設の設置など鶴見緑地を開発するのに有 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。 利な大手デベロッパーだけでなく、緑の維持保全に対応できる事 業者も応募できるように工夫すべきである。 74) 指定管理提案者がより事業性・実現性の高い魅力向上事業の提案 を検討するうえで、より早期に事業地の仕様(インフラ・地盤・ 埋設物等)の分かる図書等を閲覧できる機会を設けてほしい。

| ご意見の要旨 | 本市の考え方 |
|---|--|
| 75) 緑地北側の塀は老朽化しており危ない状況である。対応を考えてもらいたい。 | ご意見にあります鶴見緑地北側の老朽化した塀につきましては、安全性を確保するために対策の検討を進めております。 |
| 76) 鶴見区が活性化できるような内容を盛り込んでほしい。 | いただきましたご意見は関係先へも情報提供させていただき、今後の参考と させていただきます。 |
| 77) 自然動植物園など動植物が生息できる環境として山のエリアの再開発が必要ではないか。78) 日本を代表する建築家に再生を依頼してはどうか。79) 鶴見緑地内の「花ずきんちゃんマンホール」はそのまま残し、塗装しなおしてほしい。 | いただきましたご意見も参考に、今後公募し選定する指定管理事業者とも調整しながら取組んでまいります。 |
| 80) 平成 28 年 3 月の市議会の委員会で「さまざまな担い手の方と連携する協議会を立ち上げ、各ゾーンの特色を生かした魅力向上の意見交換を行う」とされていたが、その議論経過・内容を明らかにしてほしい。また、来園者アンケートを実施していたようであるが、その結果も公表すべき。 | と、平成28年11月より計7回開催しており、鶴見緑地の活性化のため、意見 交換を行っております。 |
| 81) 指定管理事業者が整備する新規施設の工事期間中やオフシーズンの閉業期間などは収入が発生しないため、土地使用料の減額・免除に配慮してほしい。 | 公園施設設置・管理許可使用料及び占用・行為許可使用料の減免等は、本市 公園条例第15条(使用料の減免)の規定に基づき適切に取扱ってまいります。 |
| 82) 花博終了後の協会としての有効な資金提供が公園になされておれば現状のような悲惨な姿をさらすことはなかったはずである。これまでの協会の資金運用・今後の鶴見緑地公園に対する協会の考え方を具体的に大阪市として強く求めていくべきである。 | 大阪市民の花や緑のまちづくりへの関心を高め、花と緑を育てる伝統や文化への理解を促すとともに、花緑関連業界の交流と活性化を目的とした「はならんまん」事業を、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会と本市との共催で実施しております。 なお、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会は、花博テーマの「自然と人間との共生」を継承し発展させることを目的に、そのテーマに合致する研究や活動についての普及啓発事業や、顕彰事業、助成・協働事業なども行っております。 |
| 83) 本計画が鶴見緑地の現状・状況を正確に把握し計画されているとは到底理解できない。市政モニターアンケートでの「自然を楽しみたい」「休憩・休息したい」「アウトドア・レジャーを楽しみたい」との結果を踏まえると「大規模投資型の公園管理への転換」とはならないはずである。また、2017年9月の民間事業者への市場調査前に地域住民・地元地域の考えを把握するべきであり、手順が逆であり全く地元地域の考えが反映されたものではない。 | 市政モニターアンケートでは、鶴見緑地の魅力向上にあればよいと思うものの結果として、「飲食店・レストラン」と回答が最も高い結果となっており、本市としては民間活力を導入し、利用者・事業者ニーズを捉えた新たな魅力の創出が必要であると考えております。 また、各種調査順に関するご意見につきましては、調査順に関わらず地域住民の方の考え方を反映して本計画(案)を作成しております。 |
| 84) 実施主体を的確に記載すべきである。 | 今後公募し選定する指定管理事業者を含め、鶴見緑地で活動するすべてのステークホルダーとも連携、協働し、鶴見緑地が持続的に魅力を創出し続けるための取組を進めていくことから、一部、実施主体を限定せずに記載しております。 |